2023年度 第57回栃木県社会人サッカーリーグ 県央地区リーグ(3部リーグ)開催要項

日 • 2023年6月4日~2023年10月22日(予定) 期

· 3 部決勝大会 2023年11月19日 · 12月3日予定

会 場・ 石井サッカー場 他

参加資格・2023年度日本サッカー協会登録の第1種登録チーム

3部決勝大会・3部決勝大会5チーム出場

権 · A·Bブロック1・2位チーム、A·Bブロック3位チームの成績上位チーム

・ 追加登録選手の出場は、2023年8月31日までに登録完了した選手とする

競 技 規 則 ・ 2022/2023 日本サッカー協会制定の競技規則による

- 今大会の規則・試合時間は80分とし延長は行わず、同点の場合は引き分けとする
 - 各試合のキックオフは日程表を参照すること(会場により異なる)
 - ・ 試合球は5号検定球とし、両チーム持ち寄りとする
 - ・ 1チームの競技者の最少人数は7人とし、いかなる理由でもフィールドの中に7人以上の競技者が いない時点で、該当チームは棄権負けとする
 - ・ キックオフに遅れたチームは、該当試合を棄権負けとする
 - ・ 棄権負け試合のスコアは0対3、勝ち点マイナス3とする(1棄権試合毎)
 - ・ メンバー表は試合開始15分前までに本部と主審に提出し、相手チームと交換すること
 - ・ 各チームは選手証を必ず携帯し、試合開始15分前までにチーム毎に提示し主審の確認を得ること
 - ・ アンダーシャツ・アンダーショーツ・タイツの色は問わない、チーム内で同色のものを着用すること
 - ・ ソックステープ等の色は問わない
 - ピアス・ネックレス・ブレスレッド・指輪・ミサンガ等は、必ずはずして試合を行うこと
 - ・ 選手交替は、主審に通告しておいた中から6名が、主審の許可を得て交替できる
 - ・ 大会期間中警告が通算2回になった選手は、次の1試合自動的に出場停止とする
 - ・ 主審に警告2枚目で退場を命じられた選手は、次の1試合は自動的に出場停止とする
 - ・ 一発退場は次の1試合出場停止とし、その後の処置については、今大会の規律フェアプレー委員会の 処置に従うこと
- 判 ・ 各チームから2名(計4名)の審判員を出し、下記のように行うこと

☆第1試合(第2試合の両チーム) ☆第3試合(第4試合の両チーム)

★第2試合(第1試合の両チーム) ☆第4試合(第3試合の両チーム)

- ・審判員は Referee' Card (審判証) を提示し、対戦する両チームの代表者の確認を得ること
- 4名の審判は、主審・副審・第4審とする
- 副審は各自審判フラッグを用意すること
- 審判員は審判服を着用し、所定のワッペンを付けること
- ・ 当日の第1試合の主審担当チームが試合結果記録表・返信用封筒を持参すること
- ・ 審判は試合結果記録表に、選手証確認のサインを行うこと
- 主審は対戦した両チームの代表者から、試合結果記録表に必ずスコアの【確認サイン】を記入 してもらい、次の試合の主審に返信用封筒・試合結果記録表および、審判報告書を引き継ぐこと
- 審判に遅れたチームは、自チームの該当試合を棄権扱いとする
- ・ 試合を棄権したチームは、当日の審判担当試合に4名の審判を派遣すること
- ・ 退場および試合中のトラブルは、宇都宮社会人サッカー連盟3部リーグ事務局に電話で報告し、重要 項説明書を提出すること
- ・ 主審は対戦した両チームのメンバー用紙・交代カードを全日程終了まで保管し、何時でも提出できる様 にすること (事務局に郵送はしないこと)

順 位 決 定 ・ 試合の勝者に勝ち点3・引き分け1・敗者0とし、勝ち点の多い順に順位を決定する

- ・ 勝ち点が同数の場合、次により順位を決定する
 - (1) 得失点差 (2) 総得点 (3) 該当チームの対戦成績 (4) 抽選

試合結果報告 ・ 最終試合の主審は、試合結果記録表および審判報告書を、宇都宮社会人サッカー連盟3部リーグ 事務局へ試合翌日までに投函すること

◎〒320-0851 宇都宮市鶴田町3313-9

近藤 典昭 TEL · FAX 028-633-0525

携帯電話 090-2655-8513

E-Mail ufa no1@vahoo.co. ip

・ 最終試合の主審は、下記へ試合当日の17時30分までに試合結果を報告すること

◎下野新聞社 TEL 028-625-1128 FAX 028-625-4565

E-Mail sports@shimotsuke.co.jp

◎読売新聞社 TEL 028-638-4311 FAX 028-638-8300

E-Mail utsunomiya@yomiuri.com

- そ の 他・落雷の予兆があった場合は、試合を一時中断もしくは中止する
 - ア 試合の中断および中止は審判員の判断によること、ただし審判員が雷鳴に気づかない場合は 両チーム責任者が審判員に中断および中止勧告を行う
 - イ 試合の中断は最長で30分とし、中断が連続して30分を超えた場合はその試合を中止とする
 - ウ 危険性がなくなると判断された後には速やかに試合を再開すること
 - エ 前半およびハーフタイム中に中止の場合は再試合を行い、後半開始後に中止の場合は試合成立とする 中止が決定した場合は事務局にてその後の扱いを決定する
 - オ 中止した試合の以降の試合も中止とする
 - ・スポーツ傷害保険に加入すること。試合中の怪我・事故等の補償は、当該チームが加入のスポーツ 傷害保険の範囲内とし、主催者は一切の責任を負わないものとする
 - ・ 各ブロックの責任者(正1名・副1名)を選出し、その他必要事項を定めること
 - ・ 第1試合の両チームが試合前の準備(ライン引き・ゴールネット張り・コーナーフラッグの設置等) 最終試合の両チームが試合後の後片付け(グランド整備・用具の後片付け等)を行うこと
 - ・ やむを得ない事情で試合の実施が不可能なと場合は、相手チームおよび審判担当チームとの話し合いにより、日程を変更して実施しても良いが、審判は原則変更前の審判担当チームが行うこと
 - ・ 会場の使用時間は、準備・後片付けを含め平出・石井は9:00~17:00まで、丸山は8:30~16:30まで 使用時間内に会場の外に出ること
 - ・ 開催要項に違反したチームおよび、会場から苦情が出た場合、該当チームはその後の試合の出場を 停止する
 - ・ このリーグに参加する全てのチーム・役員・選手・審判は、リーグが円滑に運営できるよう努力・協力すること